

朝霞市条例第19号

朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

第5条第1項中「その」を「当該ひとり親等の」に改め、同条第2項中「対象者でないと」を「受給者証を交付しないことを」に改める。

第8条第1項中「変更」を「変更等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。